

徳島県告示第百二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第一号漁業者の同意が同条第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和七年三月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第一号に掲げる漁業

あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名称	加入区の区域	水域
あわび阿部加入区	阿部漁業協同組合の地区	共第百二十号漁業権の漁場の区域